

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（天王公園徒渉池ろ材交換）	No.5200318
工（納）期	令和 5年 7月 21日	
契約締結日	令和 5年 4月 3日	
契約金額	1, 527, 570円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社三進ろ過工業 東京営業所 (法人番号：4180001030314)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（天王公園徒渉池ろ材交換）
指名業者 （案）	名称 株式会社三進ろ過工業 東京営業所 所在地 東京都豊島区巢鴨1丁目9番11号 代表者 所長 渡邊 直宏
特命理由	<p>本件は、天王公園の徒渉池機械室に設置されているろ過装置内のろ材交換を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、現在使用しているろ過装置の販売・保守を行っていた業者のろ過装置に関する全業務を引き継いでおり、装置内のろ材の配分や運転状況に関する十分な知見を有している。そのため、本業務を迅速かつ確実に履行できるのは上記業者に限られる。</p> <p>② 上記業者は東京23区内における公共施設のろ材交換の豊富な実績があり、区においても第四峡田小学校のプール用ろ材交換実績があるため、確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）